平成２２年（フ）第１２７号
山口県岩国市麻里布町５丁目６番３号
破産者　川瀬　幸弘
異議申述期間　平成23年10月24日まで
平成23年９月14日　山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第８３７号
熊本県菊池郡菊陽町新山３丁目４番40―103号　アーバニティーハイツ、開始決定時の住所熊本県合志市幾久富1647番地144
破産者　吉永千代子
異議申述期間　平成23年11月４日まで
平成23年９月12日
熊本地方裁判所民事第１部

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第２０６０号
東京都千代田区大手町１丁目２番４号
清算株式会社　株式会社エージーカード
代表清算人　中根　宏行
１　決定年月日　平成23年９月13日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２３年（ヒ）第１号
岐阜県加茂郡富加町大平賀488番地
清算株式会社　まこと技研株式会社
代表者代表清算人　長谷川真彦
１　決定年月日　平成23年９月13日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（ヒ）第７号
高知県宿毛市宇須々木1361番地４
清算株式会社　株式会社浜伸水産
代表清算人　弘瀬　　徹
１　決定年月日　平成23年９月12日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
高知地方裁判所民事部

特別清算協定認可

平成２２年（ヒ）第１６号
栃木県下都賀郡壬生町本丸１丁目７番23号
清算株式会社　エス・ケイ・エム株式会社
代表清算人　佐藤　昌男
１　決定年月日　平成23年９月12日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　特別清算債権の定義
⑴　平成22年８月４日（開始決定日）までの原因に基づいて発生した協定債権を特別清算債権とする。
⑵　弁済の場所
本協定における弁済は、特別清算債権を有する債権者（以下「特別清算債権者」という。）の指定する銀行口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は特別清算株式会社の負担とする。
２　特別清算手続の期間
清算株式会社は、平成23年12月31日までに協定を実行し、速やかに清算結了の手続を行い、すべての清算業務を完了する。
第２　担保権付債権
１　定義
本協定における担保権付債権とは、清算株式会社所有の不動産、その他の資産について担保権（特別の先取特権、質権、抵当権又は民事留置権を除く留置権）を有する特別清算債権で、平成22年８月４日（開始決定日）までに対抗要件を備えているもののうち、その担保権で担保された範囲のものをいう。
２　評価の時期
担保権の対象となる資産は、平成23年５月31日の時点で評価する。
３　利息及び遅延損害金の免除
担保権付債権のうち、利息及び遅延損害金については、全額免除を受ける。
４　弁済
⑴　担保権の対象となっている資産は、これを換価処分し、回収・換価代金から当該回収・換価手続に係る諸費用（税金、売買手数料など）を控除した上、担保権の優先順位に従い、優先弁済を受け得る金額の範囲で、随時、各担保権付債権の弁済に充当する。
⑵　本件の唯一の担保権者である栃木信用金庫は、下記事項について同意した。
①　平成23年５月31日時点での担保権の対象となっている資産の処分予定価格にて固定する。
②　以後、その資産を処分するに際し、固定した処分予定価格よりも低額で処分されても、その差額は担保権者が負担することとする。
③　担保対象物は、清算期間内にすべてを売却処分することに協力する。
④　以上の手続により処分予定価格よりも低額で売却され弁済されなかった被担保債権は免除されたものとする。
⑤　平成23年５月31日時点で、担保権の対象になっている資産の処分予定価格は固定されたので、栃木信用金庫の一般債権は、債権総額からその固定された処分予定価格を控除した残額とする。
５　担保権の放棄
担保権付債権者が、平成23年９月30日までに、その担保権を放棄した場合は、特別清算株式会社は、担保権によって担保されていた債権については、消滅したものとして取り扱う。
第３　一般債権
１　定義
本協定による一般債権とは、特別清算債権のうち、担保権付債権に該当しない協定債権をいう。
２　一般債権の弁済
⑴　第１回弁済
平成23年５月31日における担保権対象資産の評価を基準として算出した一般債権額の0.156％（配当予定率）を、第１回弁済として本協定の認可の決定が確定した日から１ヶ月以内に弁済する。
⑵　第２回弁済
①　弁済
㋐　第２回弁済は、第１回弁済後の残額の一般債権を対象として行う。
㋑　特別清算株式会社は、各特別清算債権者に対し、その資産のすべての換価が終了した日から１ヶ月以内に、当該換価代金から必要な費用を控除した残額を㋒の割合に応じて弁済する。
㋒　第２回弁済額算定に当たっては、既に行った弁済額をすべて持ち戻し、弁済の基準となる一般債権額総額を算定した上、持ち戻し計算を行った後の各一般債権額の割合に応じて、弁済額を決定し、当該額から支払済みの弁済額を控除して行う。
②　免除
特別清算債権者は、第２回弁済時に特別清算株式会社に対するその余の債権をすべて放棄する。
宇都宮地方裁判所第１民事部

再生手続開始

平成２３年（再）第３号
滋賀県野洲市市三宅224番地
再生債務者　光コンテック株式会社
１　決定年月日時　平成23年９月12日午後１時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年10月24日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年12月５日から平成23年12月19日まで
大津地方裁判所民事部

決議に付する決定

平成２３年（再）第２号
群馬県太田市新田木崎町170
再生債務者　株式会社三興製作所
１　決議に付する計画案　平成23年８月12日付け再生債務者提出の再生計画案
２　書面投票期間　平成23年11月４日まで
３　議決権不統一行使の通知期限　平成23年10月21日
平成23年９月13日　　前橋地方裁判所民事部

再生手続終結

平成１９年（再）第３号
北九州市若松区青葉台南２丁目21番12号
再生債務者　フジコンテック株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の認可決定確定後３年経過
平成23年９月12日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部